

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令28号）第2条42及び社会福祉法人権会定款（以下「定款」という。）第2章第8条、第4章第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 それぞれの役員、評議員の勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬は日額とし、別表1「役員等報酬表」（1）役員に定めるものとし、法人の会議への出席又は業務に従事した際、支給する。但し、法人の職を兼ねる役員については、これを支給しない。

2 評議員に対する報酬は日額とし、別表1「役員等報酬表」（2）評議員に定めるものとし、法人の会議への出席又は業務に従事した際、支給する。

3 会議等当日に、法人の業務に従事した場合であっても日額分とする。

4 役員等及び評議員が会議への出席及び業務に従事した際の交通費は実費相当額を支給する。但し、法人の職を兼ねる役員については、これを支給しない。

(報酬等の支給方法及び支給日)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等は、それぞれ法人の会議への出席又は、業務に従事した際に、その都度、現金にて明細書と同封して支給する。

2 報酬等は、所得税額を控除した金額を支給する。

3 役員の源泉徴収票は毎年12月に郵送する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 2025年4月1日 制定

別表1 「役員等報酬表」

(1) 役員 (理事・監事)

(単位:円)

名称	報酬額	交通費 (課税)
理事会出席報酬 (日額)	10,000円	2,000円
法人業務従事報酬 (日額)	5,000円	2,000円
監査報酬 (日額)	5,000円	2,000円

(2) 評議員

(単位:円)

名称	報酬額	交通費 (課税)
評議員会出席報酬 (日額)	10,000円	2,000円
法人業務従事報酬 (日額)	5,000円	2,000円

(3) 評議員選任・解任委員

(単位:円)

名称	報酬額	交通費 (課税)
評議員選任・解任会 会議出席報酬 (日額)	5,000円	2,000円

但し、報酬額は所得税を差し引いた金額とする。

但し、交通費は2km以上の課税対象者のみ支給するものとする。